

令和 8 年度町民と議会との意見交換会開催要領

1 趣旨

三春町議会では、議会の政策提案機能の強化を図り、町の地域振興及び住民の福祉向上施策につなげるために、町民と議会との意見交換会を開催する。

2 開催期間

通年で開催

※町の予算に関する意見は令和 8 年 10 月末までの開催を推奨

3 対象団体など

5 名以上の参加が見込まれる町内の団体・町民グループ（町内行政区・隣組、地区サロン、産業・経済団体、社会福祉団体、文化・スポーツ団体など）とする。

4 テーマの選定及び周知

「団体やグループなどの活動に沿ったテーマ」

※団体やグループの活動に沿ったテーマで意見交換を行うことで、課題の共有や相互理解を深める

町広報紙や議会広報誌、ホームページなどでお知らせするとともに、議会に対し総会等の開催案内がある団体を含め、個別に各種団体に周知する。

5 申込方法

- (1) 「令和 8 年度町民と議会との意見交換会開催申込書」に、必要事項を記入するか、QR コードから申込フォームに必要事項を入力のうえ、開催希望日の 3 週間前までに申し込む。

※郵送・FAX・メールなどで提出。

6 開催日時及び場所

- (1) 申込書に記載された希望日時及び場所について、申込団体と調整のうえ決定する。
- (2) 開催時間は、1 時間 30 分から 2 時間とする。

7 出席議員

正副議長（2 名）、広報広聴常任委員会正副委員長（2 名）、各常任委員会から 1 名ずつ加え合計 7 名。

※広報広聴常任委員会より、意見交換会の運営側として司会（1 名）、記録（1 名）出席。

8 意見交換会の進め方

団体の責任者または広報委員長を座長とし、団体・議会側ともにフリースピーキングで進める。

9 意見交換会の成果

意見交換会の内容を精査し、議会からの意見・要望として協議概要を添付して町執行側に申し入れを行う。申込団体にも申し入れ内容及び協議概要を送付する。

10 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、正副議長及び広報広聴常任委員会正副委員長が協議のうえ、定めるものとする。

11 申込・問合せ先

〒963-7796 三春町字大町 1-2 三春町議会事務局

電話 0247-62-8124 FAX 0247-61-2310

メールアドレス gikai@town.miharu.lg.jp